

事務連絡  
令和8年5月12日

建設業労働災害防止協会  
山口県支部 支部長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等の周知について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第86号）が令和8年4月28日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号）が令和8年4月28日に公布され、それぞれ令和8年8月1日又は令和9年4月1日から施行することとされたところです。このたび別添のとおり本制度改正の内容をご案内するリーフレットを作成しましたので、傘下会員事業場等に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

周知用リーフレット

【①産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう】

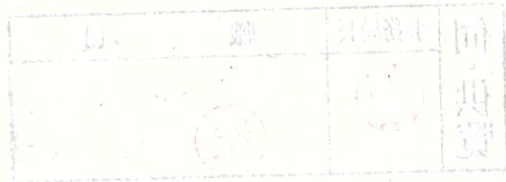
<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002648788.pdf>



【②労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001697021.pdf>





【③労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001696789.pdf>



【改正省令（令和8年厚生労働省令第86号）】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260428K0030.pdf>



【改正省令（令和8年厚生労働省令第89号）】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260428K0040.pdf>



【改正告示（令和8年厚生労働省告示第204号）】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260428K0050.pdf>

